

北町地区まちづくりニュース

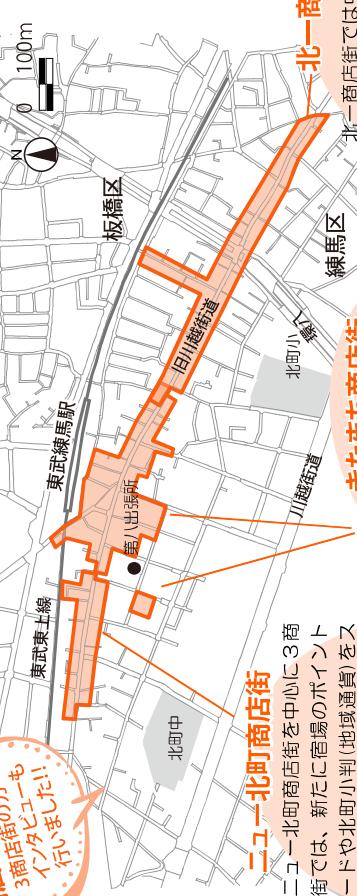
行政協議会
練馬区都市整備部
まちづくり課
まちづくりコンサルタンツ
発行

平成29年3月 第54号

魅力ある商店街づくりに向けた取り組みがスタートします！
3商店街で区の「特色づくり支援事業」を活用した、取り組みをスタートすることとなりました。
練馬区唯一の宿場町である下練馬宿をコンセプトに、その歴史や文化を発信するとともに、新たなる魅力づくりのため、3つの目標を定め、取り組みを進めています。

下練馬宿～歴史とつながる街、人とつながる街～

1. 下練馬宿を活力の中心に位置付け、顧客と商店を結びつけるための事業を発信する
2. 練馬大根の発祥地や「ちがや馬」など、下練馬宿と商店街の地域文化を発信する
3. 下練馬宿の史跡を発信し、史跡と商店を結びつける



きたまち商店街
北一商店街
練馬区
北町
北町小轍
川越街道
日川越街道
板橋区
東武練馬駅
東武東上線
車出張所
北町中
北町マップ
商店街マップへ
3商店街の方へ
インタビューリポート
を行いました！

現在の北町は、宿場町であった時のようながうかがえる歴史的名所は少ないですが、江戸の浮車蔵川郷吉に練馬大根を献上したといういわれもあり、そのような目に見えない北町地区の歴史について、これをきっかけにしていくつもり、まちに定着していくばとと思います。

また毎年年度以降には、3商店街合同の銀馬大根前上絵巻の寸劇や時代行列なども予定しています。キャラストも地域の方からの募集を予定しています。

練馬唯一の宿場・下練馬宿は江戸城と川越城を結ぶ川越街道が通り、江戸から大山・富士山へと続く大山道が分岐する交通の要所でした。現在の東武練馬駅付近・川越街道沿いの商店街が当時の宿場町にあたります。江戸時代には参勤交代する川越城主の大名行列、旅人や宿場へ荷を運ぶ入や馬が川越街道を通り、宿場はぎわっていました。出典：北一商店街ホームページ「北一商店街について」

練馬区 都市整備部 東部地域まちづくり課
TEL: 03-5984-4749 (ダイヤルイン)
担当: 根木・堀江

問合せ先

北町地区では、災害に強く安全で住みよいまちをめざして、密集住宅市街地整備促進事業を進めています。この事業では、災害に強い住宅への建替えの促進、道路・公園などの基盤整備に取り組み、平成31年度末には、北町地区での事業を終了する予定です。今回のニュースでは、北町上宿公園拡張工事の進捗、平成28年度第八地区祭の開催報告、まちづくりのルール(地区計画)の検討会案の紹介および来年度からスタートする商店街特色づくり事業に関するお知らせします。

春の開園に向け、北町上宿公園の拡張工事が進んでいます！

「北町上宿公園」は、平成28年11月より拡張工事を進めています。沿道および近隣の関係者の皆様には、工事等にご理解とご協力をいただき誠にありがとうございます。工事は間もなく完了し、今年4月初旬の開園を予定しています。



整備工事の様子



完成イメージ



第八地区祭で
北町ジグソーパズルを出展しました

平成28年10月30日(日)に、第八地区祭が北町小学校で開催され、練馬区東部地域まちづくり課では「まちづくりコーナー」で「北町ジグソーパズル」を出展しました。北町地区の公園や道路についてマッピングされた「まちづくり編」と昭和38年の地図を使った「歴史編」の2種類のパズルについて、制限時間の間に解いてもらうもので、小学生や親子などをを中心に多くの方に挑戦していただきました。

下練馬宿とは？

4

東武練馬駅南口周辺地区計画（まちづくりのルール）検討会案について

～平成26年度より検討を進めてきた2地区の検討会案がまとまりました～

密集事業から地区計画への移行

平成8年度～ 平成31年度

密集事業 事業終了

平成26年度～ 地区計画の検討・導入

地区計画の策定・導入

地区2 北町1丁目地区計画検討会案

地区計画の目標

- 災害に強いまちをつくる
狭い道路の改善や建設で詰まりを解消し、空間的ゆとりを生み出しながら防災性の向上を目指します。
- 魅力ある、安全で快適なまちをつくる
まちの賑わいを大切にしながら、安全に通行できる道路空間の確保や、地域コミュニティの場や災害時の一時避難空間としての公園を配置し、安全で快適なまちを目指します。
- 住環境の保全と調和のとれたまちをつくる
秩序ある住環境を維持し、若い人から高齢者までが暮らしありやすい住み続けられるまちを目指します。

地区計画の区域と地区施設



地区1 東武練馬駅南口周辺地区計画変更検討会案

地区計画の区域と地区施設

至 下側屋 東武練馬駅南口周辺地区では、平成22年に商業環境の向上を主な目的とした「地区計画」が定められ、商業地を対象に具体的なルールを定めています。

今回の変更検討会では、平成22年に定められた商業地の具体的なルールを変えるのではなく、右図に示すように、住宅地（地区計画では「複合住宅地区」としています）の具体的なルールの追加、および、地区施設（道路・公園）の追加を提案しています。

Check! 現行の「東武練馬駅南口周辺地区計画のホームページ」
詳細は次のホームページでご覧して下さい。

今回新たに追加するルールの紹介

ルール1 道路境界線から建築物の壁面を後退するルール（壁面位置の制限）



ルール2 工作物設置の制限



はできません

